

企 画 提 案 説 明 書

1 事業概要

(1) 事業の趣旨

道有林野森林整備を推進するため、素材生産者並びに製材工場等と道有林野産物の販売に関する相互協定を締結し道有林材の有効活用や木材の付加価値を高める加工・生産に取り組み道有林材の需要や販路の拡大を図ることを目的とする。

(2) 事業名

令和 7 年度 胆振 管理区協定販売事業

(3) 事業概要

ア 胆振総合振興局長は、道有林材の有効活用や新たな施業技術の開発普及に取り組む素材生産者等を公募する。

イ 胆振総合振興局長は、公募した素材生産業者の中から、最良の企画提案をした者(以下「特定者」という。)と協定森林を対象として立木の売買契約を行う協定を締結する。

ウ 胆振総合振興局長は、協定に基づき、協定締結者(素材生産業者)と売買契約を締結する。

(4) 協定期間

協定締結の日から 令和 10 年 3 月 31日まで

2 企画提案等の審査基準

(1) 事業実施体制・遂行能力

ア 協定に基づき事業を遂行する上で、必要な専門知識・技術を有し、十分な事業実施体制が整っているか。

イ 労働安全衛生対策が適切に行われているか。

ウ ボランティアなど社会貢献活動に積極的に取り組んでいるか。

(2) 買受希望参考価格

立木の買受希望価格(売上単価及び事業費単価の積算)は、適切なものとなっているか。

(3) 提案内容

企画提案は、次の項目を審査し、総合的に判断する。

ア 協定販売の目的を達成するための取組み(伐採木の利用・流通に係る取組を含む。)

被災3町に所在する製材工場に対し、本物件から生産される原木を供給することにより当該地域の林業・木材産業のみならず地域産業の振興・再生が図られるものとなっているか。

イ 生産性の向上

素材生産システムの工夫など低コスト化に向けた取組は、適切なものとなっているか。

ウ 環境への配慮

残存木の保全や、素材生産による河川の汚濁防止、生物多様性の保全等に向けた取組みは、適切なものとなっているか。

エ その他

道有林の整備や道政の推進、地域への貢献等に資する取組みとなっているか。

また、胆振総合振興局長等が地域課題の解決に向けた提案をさせたものがある場合は、その取組みが適切なものとなっているか。

(4) 実績評価

道有林において、直近に実施した協定販売又は長期安定供給販売に係る事業は、適切に行われていたか。

3 協定の締結

(1) 胆振総合振興局長は、企画提案書の提案内容及び事業計画を基本として次の者と協定の内容を協議した上で、審査結果を通知した日から起算して14日(休日を含む。)以内に「協定販売に関する協定書」(以下「協定書」という。)により協定を締結する。

特定者、(共同申請者又は木材加工業者名)、(建築会社名)、(森林所有者等)

(2) 協定期間は3年とし、原則として期間の延長はできないものとする。

- (3) 胆振総合振興局長は、協定を締結するに当たり、協定締結者は、売買契約を行った協定森林を立木のまま譲渡又は転売してはならない旨の特約を付す。

4 協定の解除

胆振総合振興局長は、協定締結後から協定期間満了までに次の事項に該当することとなったときは、協定を解除できるものとする。なお、当該解除によって協定締結者が被るいかなる損害も補償しないものとする。

- (1) 協定締結者が協定内容に従わなかったとき
- (2) 協定締結者(素材生産業者)が協定に係る立木の売買契約の締結を放棄したとき
- (3) 協定締結者(素材生産業者)が胆振総合振興局長の同意なく売買契約を行った協定森林に係る伐採対象木を伐採しなかったとき
- (4) 協定締結者(素材生産業者)が協定森林に係る売買契約の規約に違反したとき。
- (5) 協定締結者(素材生産業者)が道有林野産物協定販売実施要領第 6 の 2、5 及び 6 に定める資格を満たさなくなったとき。
- (6) 協定締結者(木材加工業者又は地域材ユーザー)が道有林野産物協定販売実施要領第 6 の 5 に定める 資格を満たさなくなったとき
- (7) その他胆振総合振興局長が協定の解除が相当であると認めたとき。

5 売買契約の締結

- (1) 胆振総合振興局長は、協定に基づき、協定締結者(素材生産業者)と原則として随意契約による立木の売買契約を締結するものとする。
- (2) 協定森林の売買契約に係る立木の搬出期限は、原則として売買契約締結後 1 年以内とする。ただし、急激な木材市況の悪化など胆振総合振興局長がやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。

6 実施報告

協定締結者は、協定販売の実施結果について次の様式等により取りまとめ、胆振総合振興局長に提出しなければならない。

協定締結者	様式	提出期限	提出単位
素材生産業者	提案実施報告書(別記第 7 号様式その 1) 事業実績報告書(別記第 7 号様式その 2)	立木の搬出期限	売買契約毎
木材加工業者	事業実績報告書(別記第 7 号様式その 2)	立木の搬出期限	売買契約毎

7 評価

胆振総合振興局長は、前項に基づく様式の提出があった場合は、速やかに別に定めるところにより協定販売の実施状況について評価を行い、その結果を協定締結者(素材生産業者)に通知するとともに、必要に応じて指導・助言を行う。

8 その他

- (1) 胆振総合振興局長は、協定締結者となる素材生産業者と木材加工業者又は地域材ユーザーとの間の素材(丸太)や木材製品の取引に関する斡旋、仲介又は介入等は一切行わない。
- (2) 本事業に関する詳細は、道有林野産物協定販売実施要領による。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提出された書類は、審査に係る事務手続き以外に使用しない。ただし、公平性や透明性、客観性を確保するため、提出された企画提案書を開示する場合がある。